

## 産休・育休・介護休暇等について

社員・パート・派遣スタッフなど雇用形態に関係なく、産休などの休暇制度が利用できます。実際にパート就業の方で産休・育休を経て復帰してされている方が数多くいらっしゃいます。

- ① 産前産後休暇：産前6週間（多胎妊娠14週間）、産後8週間  
→社会保険加入の場合には、出産一時金などのサポートが受けられます。
- ② 育児休業：1歳（保育園に入れえないなどの特別の場合は2歳）までの子を養育する期間  
→雇用保険加入の場合には、雇用保険よりその期間にサポートが受けられます。
- ③ 介護休業：通算93日以内の対象家族を介護する期間  
→雇用保険加入の場合には、雇用保険よりその期間にサポートが受けられます。
- ④ 育児時間：生後1年以内、1日2回各30分
- ⑤ 生理休業：著しく就業の困難な者、必要日数
- ⑥ 公民権行使時間：選挙権の行使等、必要時間
- ⑦ 看護休暇：小学校就学までの子の看護のため年5日（子が2人以上の場合、10日）